

一管区水路通報第28号

令和元年7月26日

第一管区海上保安本部

第396項	北海道南岸	恵山岬北東方	救難訓練
第397項	北海道南岸	内浦湾	観測機器設置(期間延長)
第398項	北海道南岸	室蘭港	灯標廃止
第399項	北海道南岸	十勝港	航泊禁止
第400項	北海道南岸	釧路港南方	救難訓練
第401項	北海道北岸	オホーツク海	海洋調査
第402項	北海道北岸	網走港	ケーソン仮置
第403項	北海道北岸	紋別港	水深減少等
第404項	北海道北岸	紋別港	水中障害物撤去
第405項	北海道西岸	稚内港	潜水訓練等
第406項	北海道西岸	野寒布岬西方～積丹岬東南東方	海洋調査
第407項	北海道西岸	野寒布岬南方	灯台について
第408項	北海道西岸	利尻島	水路測量
第409項	北海道西岸	礼文島	灯台について
第410項	北海道西岸	石狩湾港	灯台について
第411項	北海道西岸	積丹岬北北東方	救難訓練
第412項	北海道西岸	茂津多岬北方	救難訓練
第413項	北海道西岸	～本州北西岸	海洋調査

お知らせ

○ FAXによる一管区水路通報の提供終了について

FAX(ポーリングサービス)による一管区水路通報の提供は令和元年9月30日をもって終了します。

※水路通報の内容については、インターネット及びFAXで入手できます。

インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/index.html>

FAX 0134-27-6190 (ポーリングサービス)

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

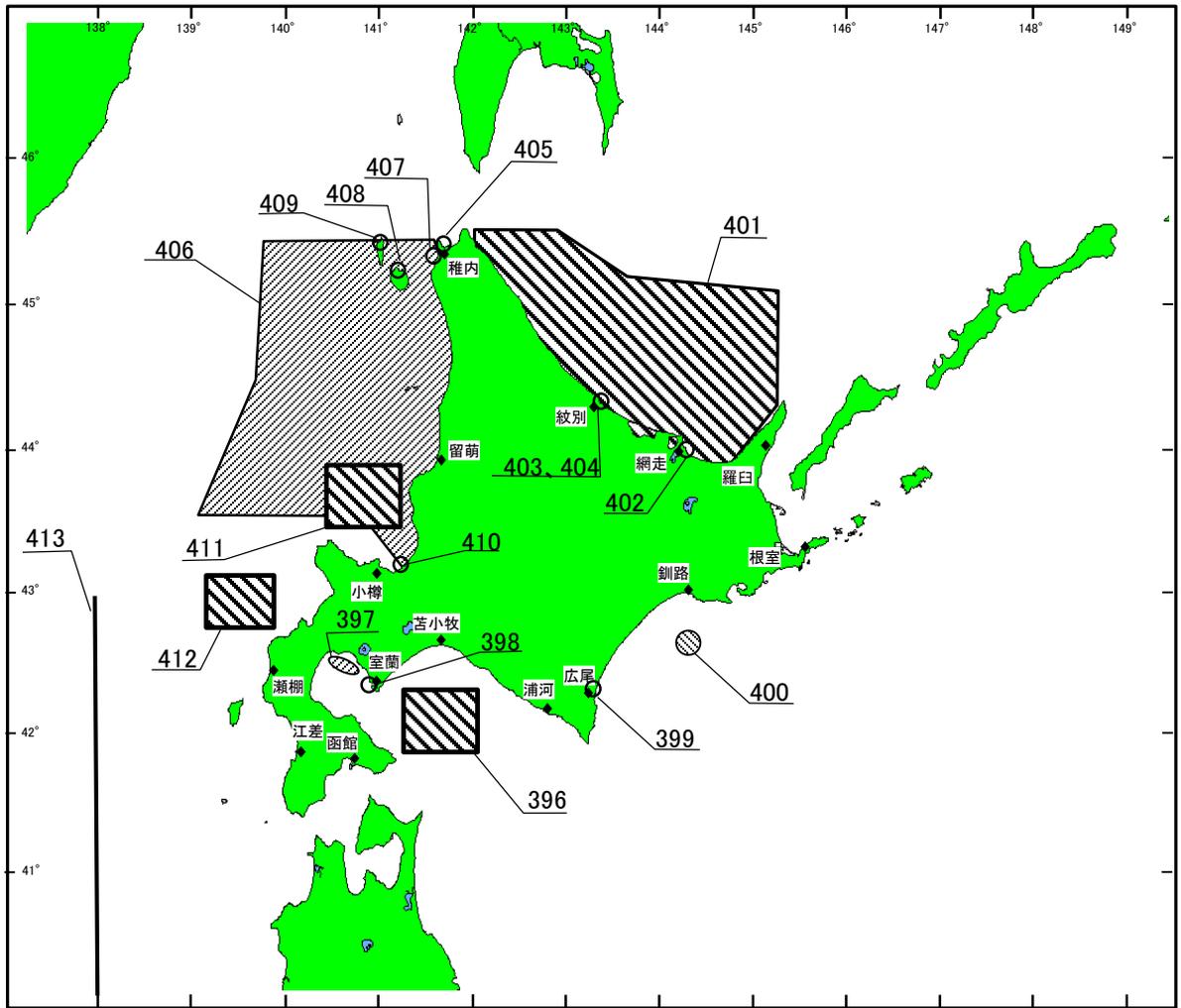
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町5番2号小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)32-9301

インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/mailform.html>

索引図



事項別索引

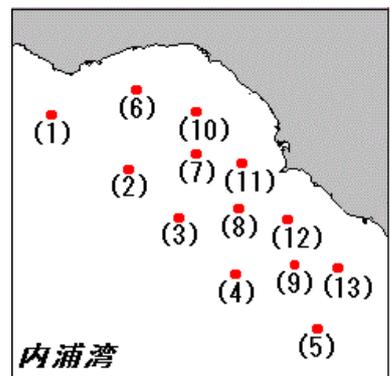
水深関係	-----	403、404
訓練・試験関係	-----	396、400、405、411、412
航路標識関係	-----	398、407、409、410
港湾施設関係	-----	402
海底施設関係	-----	397
海洋調査関係	-----	401、406、408、413
制限・禁止関係	-----	399

元年396項 北海道南岸 — 恵山岬北東方 救難訓練
 下記区域で、航空機による照明筒及びフレア等を投下する救難訓練が実施される。
 期 間 令和元年8月1日～30日（土、日曜日及び祝日を除く）0800～2100
 区 域 下記経緯度線により囲まれる区域
 (1) 42-20-09N (3) 141-19-46E
 (2) 41-50-09N (4) 141-59-46E
 海 図 W1030-JP1030
 出 所 航空自衛隊千歳救難隊



元年397項 北海道南岸 — 内浦湾 観測機器設置（期間延長）
 一管区水路通報令和元年第17号第203項削除
 下記位置に、観測機器が設置されている。

期 間 令和元年5月7日～8月31日（予備日を含む）
 位 置 下記13地点
 (1) 42-32-14.7N 140-33-53.2E
 (2) 42-30-06.2N 140-37-58.1E
 (3) 42-27-53.1N 140-41-12.5E
 (4) 42-25-36.7N 140-44-12.8E
 (5) 42-23-18.6N 140-48-43.0E
 (6) 42-33-12.7N 140-38-47.7E
 (7) 42-30-28.6N 140-41-59.8E
 (8) 42-28-17.5N 140-44-20.6E
 (9) 42-26-06.0N 140-47-20.6E
 (10) 42-32-20.6N 140-42-05.9E
 (11) 42-30-21.8N 140-44-30.5E
 (12) 42-27-56.6N 140-47-00.6E
 (13) 42-26-03.7N 140-49-44.3E



備 考 観測機器は2地点ずつ設置(4日間程度)される
 設置位置は、旗及び灯付浮標で標示
 期間中、作業船による設置、撤去作業を実施
 海 図 W17
 出 所 室蘭海上保安部

元年398項 北海道南岸 — 室蘭港、第3区 灯標廃止
 一管区水路通報元年23号317項及び元年24号329項削除
 室蘭市室蘭港南防波堤西方灯標は廃止された。

位 置 42-21.0N 140-56.9E
 海 図 W16-JP16-W14
 参照書誌 411 0063.81番
 出 所 室蘭海上保安部



元年399項 北海道南岸 — 十勝港 航泊禁止
 下記区域で、花火大会の実施に伴い、一般船舶の航泊が禁止される。
 期 間 令和元年8月3日(予備日8月4日)1900~2100
 区 域 下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 (1) 42-18-01.2N 143-19-52.6E (岸線上)
 (2) 42-17-54.7N 143-20-01.9E
 (3) 42-17-41.8N 143-19-43.5E (岸線上)
 備 考 (2)は灯付浮標で標示
 警戒船2隻配備
 海 図 W35
 出 所 釧路海上保安部長公示第1号(令和元年7月24日)



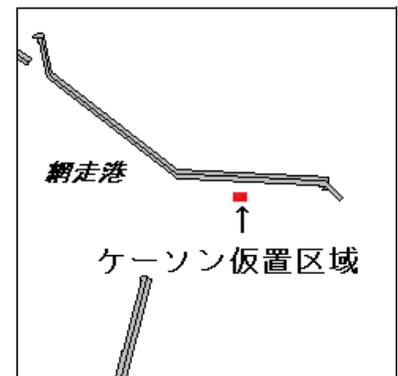
元年400項 北海道南岸 — 釧路港南方 救難訓練
 下記区域で、航空機による救難訓練が実施される。
 期 間 令和元年8月1日~31日 0830~1715
 区 域 42-43.4N 144-22.4E
 を中心とする半径5海里の円内
 備 考 発炎筒及びマリンマーカーを投下
 海 図 W26
 出 所 釧路航空基地



元年401項 北海道北岸 — オホーツク海 海洋調査
 下記区域で、調査船「北洋丸(237t)」による海洋調査が実施される。
 期 間 令和元年7月29日~8月2日
 区 域 下記6地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 (1) 45-20.6N 142-09.8E (岸線上)
 (2) 45-30.1N 142-09.8E
 (3) 45-30.1N 142-49.8E
 (4) 45-10.1N 143-49.8E
 (5) 45-10.1N 145-19.8E
 (6) 44-20.9N 145-19.8E (岸線上)
 備 考 停船して観測機器を垂下する
 海 図 W37
 出 所 稚内水産試験場



元年402項 北海道北岸 — 網走港 ケーソン仮置
 下記区域に、ケーソンが仮置きされる。
 期 間 令和元年7月29日~8月1日
 区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
 (1) 44-00-54.7N 144-18-00.5E
 (2) 44-00-54.0N 144-18-00.4E
 (3) 44-00-54.1N 144-17-59.2E
 (4) 44-00-54.7N 144-17-59.2E
 備 考 ケーソン位置は標識灯で標示
 海 図 W29(網走港)
 出 所 網走海上保安署



元年403項 北海道北岸 ー 紋別港 水深減少等

一管区水路通報 30年20号302項削除

一管区水路通報 元年19号255項関連

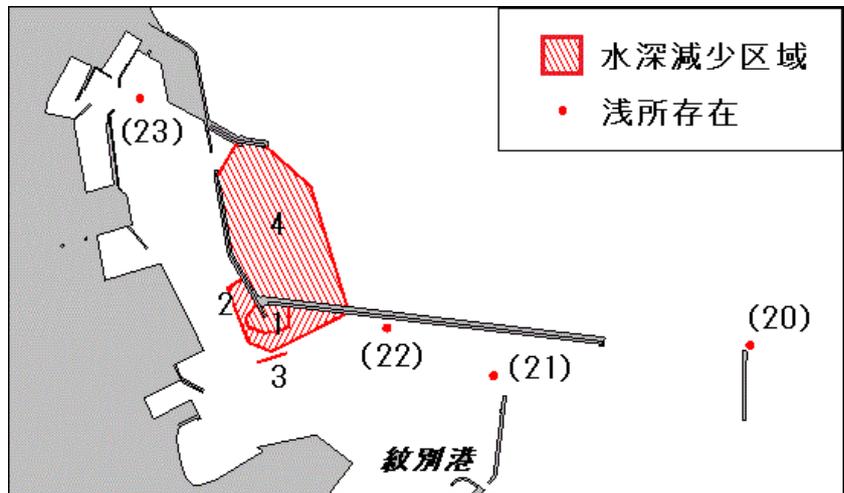
下記区域に、水深減少区域及び浅所が存在する。

- 区域 1 下記6地点を結ぶ線及び岸線により囲まれる海域は、海図図載より水深が減少している。最小水深約1.5m。
- (1) 44-20-40.2N 143-22-12.1E (岸線上)
 - (2) 44-20-37.3N 143-22-11.9E
 - (3) 44-20-36.5N 143-22-07.3E
 - (4) 44-20-37.4N 143-22-04.1E
 - (5) 44-20-38.6N 143-22-03.6E
 - (6) 44-20-40.6N 143-22-05.7E (岸線上)
- 2 下記6地点を結ぶ線及び岸線により囲まれる海域(区域1を除く)は、海図記載水深より約0.5m～約3m減少している。
- (7) 44-20-39.1N 143-22-23.0E (岸線上)
 - (8) 44-20-35.9N 143-22-14.3E
 - (9) 44-20-33.9N 143-22-08.6E
 - (10) 44-20-35.2N 143-22-04.1E
 - (11) 44-20-42.8N 143-22-00.0E
 - (12) 44-20-44.1N 143-22-02.8E (岸線上)
- 3 下記2地点を結ぶ線上付近の海域は、海図記載水深より約0.5m～約1.5m減少している。
- (13) 44-20-33.7N 143-22-11.8E
 - (14) 44-20-32.3N 143-22-05.7E
- 4 下記5地点を結ぶ線及び岸線により囲まれる海域は、海図記載水深より約1m～約2m減少している。
- (15) 44-21-02.7N 143-22-07.6E (岸線上)
 - (16) 44-20-57.1N 143-22-16.3E
 - (17) 44-20-39.5N 143-22-23.7E (岸線上)
 - (18) 44-20-58.8N 143-21-58.3E (岸線上)
 - (19) 44-21-03.2N 143-22-01.9E (岸線上)
- 5 下記位置に、浅所が存在する。
- (20) 44-20-34.8N 143-23-42.1E 水深 約12m
 - (21) 44-20-30.5N 143-22-52.0E 水深 約11.5m
 - (22) 44-20-37.2N 143-22-31.2E 水深 約10.5m
 - (23) 44-21-09.5N 143-21-43.0E 水深 約4m

備考 一管区水路通報 30年20号302項のうち2の区域及び水深減少値幅の変更と、4及び5の追加(1及び3は変更なし)

海図 W29(紋別港)

出所 第一管区海上保安本部海洋情報部



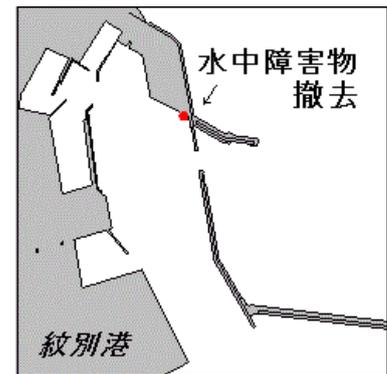
元年404項 北海道北岸 — 紋別港 水中障害物撤去
一管区水路通報元年27号387項削除

下記位置の、水中障害物（コンクリートブロック）は撤去された。

位置 44-21-06.4N 143-21-54.6E(概位)

海図 W29(紋別港)

出所 第一管区海上保安本部海洋情報部



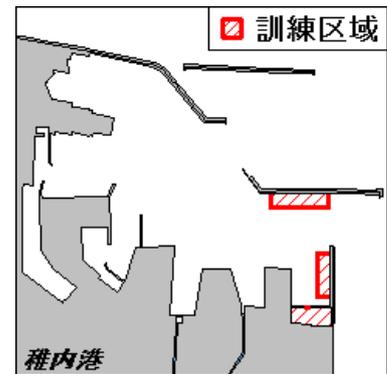
元年405項 北海道西岸 — 稚内港 潜水訓練等
図に示す区域で、潜水訓練及びボート操船訓練が実施される。

期間 令和元年8月1日～31日のうち2日間
1000～1300、1700～2000

備考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚

海図 W1041(分図「内港」)

出所 稚内港長



元年406項 北海道西岸 — 野寒布岬西方～積丹岬東南東方 海洋調査
下記区域で、調査船「北洋丸(237t)」による海洋調査が実施される。

期間 令和元年8月3日～7日

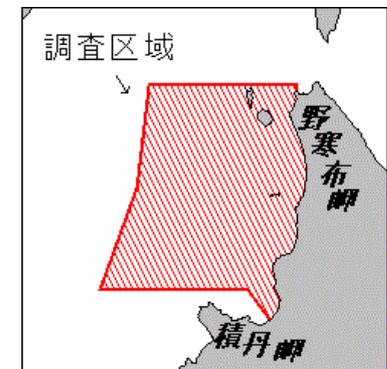
区域 下記7地点を結ぶ線及び海岸線に囲まれる区域

- (1) 43-12.5N 141-17.5E (岸線上)
- (2) 43-30.1N 140-59.8E
- (3) 43-30.1N 138-59.8E
- (4) 44-30.1N 139-29.8E
- (5) 45-30.1N 139-39.8E
- (6) 45-30.1N 141-39.8E
- (7) 45-26.3N 141-39.8E (岸線上)

備考 停船して観測機器を垂下する

海図 W41

出所 稚内水産試験場



元年407項 北海道西岸 — 野寒布岬南方 灯台について
西稚内港北防波堤灯台は改修作業に伴う足場及び養生ネット設置により、灯塔が見え難くなる。

期間 令和元年8月1日～9日

位置 45-23.4N 141-38.2E

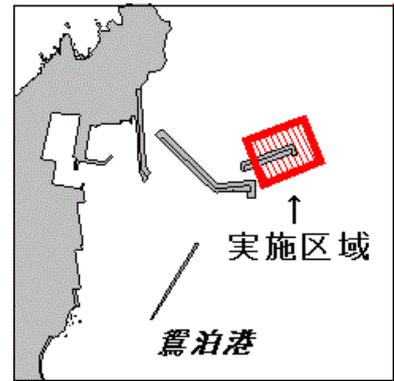
海図 W1041

参照書誌 4110511.4番

出所 第一管区海上保安本部交通部



元年408項 北海道西岸 — 利尻島、鴛泊港 水路測量
 下記区域で、作業船による水路測量が実施される。
 期 間 令和元年8月1日～9月30日のうち4日間 日出～日没
 区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる海域
 (1) 45-14-39.1N 141-14-13.7E
 (2) 45-14-35.0N 141-14-16.0E
 (3) 45-14-32.9N 141-14-08.3E
 (4) 45-14-37.0N 141-14-06.0E
 備 考 測量中、白紅白の燕尾旗掲揚
 海 図 W21(分図「鴛泊港」)
 出 所 第一管区海上保安本部公示(令和元年7月24日)



元年409項 北海道西岸 — 礼文島、上泊崎南南西方 灯台について
 東上泊港東防波堤灯台は改修作業に伴う足場及び養生ネット設置により、灯塔が見え難くなる。
 期 間 令和元年8月1日～9日
 位 置 45-24.9N 141-03.8E
 海 図 W1043(礼文島)
 参照書誌 4110517.1番
 出 所 第一管区海上保安本部交通部



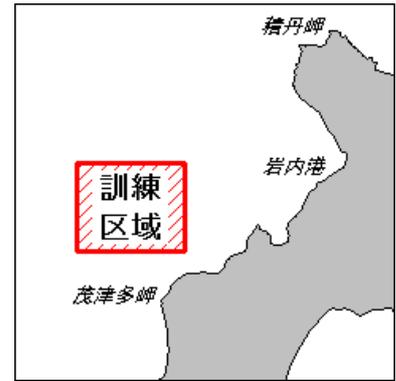
元年410項 北海道西岸 — 石狩湾港 灯台について
 石狩湾港北防波堤北灯台は改修作業に伴う足場及び養生ネット設置により、灯塔が見え難くなる。
 期 間 令和元年7月29日～9月中旬
 位 置 43-13.7N 141-17.4E
 海 図 W7
 参照書誌 4110575.4番
 出 所 第一管区海上保安本部交通部



元年411項 北海道西岸 — 積丹岬北北東方 救難訓練
 下記区域で、航空機による照明筒及びフレア等を投下する救難訓練が実施される。
 期 間 令和元年8月1日～30日(土、日曜日及び祝日を除く)0800～2100
 区 域 下記経緯度線により囲まれる区域
 (1) 44-00-08N (3) 140-29-46E
 (2) 43-30-08N (4) 140-59-46E
 海 図 W41
 出 所 航空自衛隊千歳救難隊



元年412項 北海道西岸 — 茂津多岬北方 救難訓練
 下記区域で、航空機による照明筒及びフレア等を投下する救難訓練が実施される。
 期 間 令和元年8月1日～30日（土、日曜日及び祝日を除く）0800～2100
 区 域 下記経緯度線により囲まれる区域
 (1) 43-00-09N (3) 139-29-47E
 (2) 42-45-09N (4) 139-54-47E
 海 図 W11-JP11
 出 所 航空自衛隊千歳救難隊



元年413項 北海道西岸、茂津多岬西北西方～本州北西岸、佐渡島北方 — 海洋調査
 下記区域で、研究船「かいらい(4,517t)」による地質調査が実施される。
 期 間 令和元年8月5日～24日
 区 域 下記2地点を結ぶ線上付近
 (1) 38-55.0N 138-02.5E
 (2) 43-00.0N 138-02.5E
 備 考 調査中、ストリーマケーブル(長さ約6000m)を曳航
 ストリーマケーブル末端に、夜間点灯する白色灯付ブイ
 <レーダー反射器付>を設置
 警戒船配備
 海 図 W1154
 出 所 海洋研究開発機構

